

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

代襲相続人ってダレ?

Q：父が亡くなりました。私には兄がいましたが既に亡くなっています。兄には、妻と2人の子供がいるのですが、この場合、父の相続人はどうなるのでしょうか。母も既に亡くなっています。

A：相続人は、あなたと、お兄さんの子供2人の合計3人になります。

【解説】

相続は父が亡くなればその子、その子が亡くなれば孫、という順に行われるのが通常です。しかし、父の相続の前に子が既に死亡している、ということも少なくありません。

このような場合、孫が、父の相続人となることができます。このような相続人のことを代襲相続人といい、代襲相続人になれるのは次の人です。

- (1)被相続人の直系卑属……孫、曾孫など
- (2)被相続人に第1順位相続人及び第2順位相続人がいない場合の被相続人の兄弟姉妹の子……おい、めいなど

兄弟姉妹の場合は、おい、めいまでであり、おい、めいの子以下に代襲関係は及びません。

また、相続人予定者が、相続の欠格者や相続人から廃除されていて相続権を失っている場合も代襲相続が行われます。

なお、代襲相続は、相続人たる子、または兄弟姉妹の子について発生するものですから、配偶者には代襲相続は行われません。

ご質問の場合、お兄さんの子供2人が代襲相続人であり、お兄さんの妻には代襲相続は行われないということになります。

